

三滝西系配水池ほか遠方監視設備更新工事 特記仕様書

令和2・3年度

四日市市上下水道局

第1章 総 則

第1条 本工事は、現在稼動中である遠方監視制御設備のうち、配水池及び加圧ポンプ所の遠方監視設備の更新を行うものである。なお、受注者は本市工事執行規則及び本仕様書を遵守し施工するものとする。

第2条 本工事の工期について

本工事は、令和2年度、令和3年度の債務負担行為である。

完成期限 令和4年2月25日 限り

既済部分（出来高） 令和3年3月末日

なお、既済部分（出来高）対象は下記事項とし、詳細は甲乙協議のうえ決定する。

・機器製作一式（ソフトは除く）

第3条 設計図書優先順位

すべての設計図書は、相互に補完するものとする。ただし、設計図書間に相違がある場合の優先順位は、次のとおりとする。

(1) 現場説明事項及び工事打合簿

(2) 本特記仕様書

(3) 設計図書等

第4条 疑義の解釈

本仕様書の解釈及び施工上の詳細について疑義を生じた場合は、すべて本局の解釈のとおりとする。

第5条 特記事項

1. 受注者は、工事が完成し、引渡し完了までの工事対象物の保管責任を負わなければならない。
2. 隣接工事または関連工事がある場合は、当該工事の受注業者と相互に協力し、施工すること。
3. 完成検査時等に機器の運転が出来ない等支障がある場合は、受注者は本局の指示に従うものとする。
4. 施工に当たっては、常に工事の安全に留意し、現場管理を行い、災害の防止を図ること。
5. 工事の完成に際して、工事にかかる部分を片付けかつ清掃し、整然とした状態にするものとする。
6. 施工上必要な施設物防護、臨時取りこわし物の復旧及び仮施設等は受注者の負担で行うものとする。
7. 当該工事に関する諸法令を遵守し、工事の円滑な進捗を図るとともに、諸法令の適用運用は受注者の責任と費用負担において行うこと。
8. 受注者は、受注者の判断に於いて必要に応じて損害保険等に付さなければならぬ。
9. 受注者は、工事施工によって生じた現場発生品について引き渡しを要しないものは搬出し、関係法令に従い適切に処理し、引き渡しを要するものは、指示する場所で引き渡さなければならない。産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、書面により適切に処理されていることを確認するとともにその写しを提出しなければならない。
10. 受注者は、現場実測を行ったうえで納入仕様書を作成、提出し、本局の了承を得るものとする。
11. 機器の詳細及び配管・配線等の位置、経路、サイズ、本数は打合せにより決定

するものとする。

- 1 2. 本特記仕様書、図面等の間に相違がある場合または図面からの読み取りと図面等に書かれた数値が相違する場合、受注者は本局に確認し、指示を受けなければならない。
- 1 3. 受注者は、稼動の際、機能に支障が出ないよう必要に応じ措置を施すこと。
- 1 4. その他、指示、了承事項等を遵守すること。

第6条 仕様の詳細

1. 本仕様書は工事仕様の大要を記載するもので、その詳細については設備一式が完成品として備えるべき必要事項を十分満足すること。
2. 受注者は本仕様図書に従って施工するものであるが、これらに明示なき事項であっても施工上又は技術上、あるいは安全上当然必要と認められる軽微なものは、受注者の責任において請負代金額に増減なく施工するものとする。

第7条 関係官公庁への諸手続

工事施工にあたり、関係官公庁及びその他の関係機関への届出等を要する場合は、受注者の責任と費用負担において法令・条例等の定めにより、本局へ報告のうえ遅滞なく実施しなければならない。

第8条 下請工事施工

工事の一部を下請業者で施工する場合は、できる限り本市の市内業者で施工すること。

第9条 提出書類

1. 承諾図書など

- 本工事施工に必要な設計図書、納入機器一式を契約後に提出し、本局の了承を得ること。なお、納入仕様書の了承後、同章第6条「仕様の詳細」に基づき仕様の変更が生じた場合は、直ちに変更納入仕様書を提出して本局の了承を得ること。
- 受注者は工事目的物を完成させるために必要な工程管理・仮設計画・施工管理・品質管理を具体的に定めた施工計画書を本局に提出しなければならない。また、施工計画書を遵守し、工事の施工にあたらなければならない。施工計画書の内容に変更が生じ、その内容が重要な場合は、その都度当該工事に着手する前に変更に関する事項について、変更計画書を提出しなければならない。

2. 工事写真

工事着手前・工事中・完成の記録及び確認の写真等とする。地中埋設等により完成時に状況を明らかに出来ない箇所は、特に入念に撮影すること。

原則として、撮影用具にデジタルカメラを用いる。カラープリンタによりサービスサイズ程度の大きさでA4用紙に印刷し、1部提出すること。

黒板に撮影対象を要領よく必要事項を記入の上撮影のこと。なお、黒板は電子黒板の使用も可とする。

参考

工事場所	
工事名	
撮影箇所	
工種	
寸法・概略	
受注者	

3. 撮影内容と頻度

工事写真のみで本工事の施工経緯を含め工事の全容を把握できることを念頭において撮影すること。

4. 工事打合簿

本局と工事打ち合わせを行った場合は、打合簿を1部提出すること。打合簿の記入事項は、下記のとおりとする。

工事名

打合日時・場所

受注者名

5. 完成図書

①内 容

- ・一般図（全体平面図）
- ・機器図（支給品の機器を含む）
- ・工事施工図
- ・検査試験成績書
- ・取扱説明書
- ・設計計算書（必要な場合）

※表紙記入事項は下記の通りとする。

- ・発注者名
- ・工事名
- ・工事場所
- ・工事年度
- ・受注者名（商号または名称のみとする）

②作成要領

- | | |
|--------------------------------|------|
| ・A4判製本 | 3セット |
| （金文字黒厚表紙、現場毎に分冊とすること。計15冊） | |
| ・電子ファイル（CD等） | 1部 |
| （A4判製本・電子ファイルの内容については本局の指示による） | |

第10条 適用規格

本工事の設計製作及び試験等に関し特殊なものを除き下記の規格を適用すること。

日本工業規格（JIS）

日本電気工業会標準規格（JEM）

電気規格調査会標準規格（JEC）

日本水道協会規格（JWWA）

電気事業法

内線規程

消防法

電気設備に関する技術基準

電力会社供給規格

電気用品取締法

水道工事標準仕様書【設備工事編】

その他関連法令、条例、規格

なお、上記規格基準に制定なきものは本局の指示を受けること。

第11条 検査及び試験

検査及び試験は同章第10条「適用規格」を標準とし、これらに規格基準制定のないものは、本局仕様書の該当各項及び本局の指示に従うものとする。

なお、試験にかかる費用は受注者の負担とする。

1. 工場試験

製作が完了したとき工場に於ける本局立ち会いの工場検査は実施しない。
小型機器及び汎用機器は、検査試験成績書を提出するものとする。
(特に本局が指示した場合は省略することができる。)

2. 現場試験、試運転

現場において施工される据付・組立及び加工についての試験・検査及び総合試験、試運転を行うもので、本工事関連物件との組み合わせ試験も含むものとする。なお、試験実施に当たっては、本局の立合確認を求める。

別途発注工事との関連、その他の理由で実施出来ない場合は、後日可能になったときに行うものとする。試運転に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、電力、燃料、上水は、事前連絡のうえ、本局設備からの供給としてもよい。

3. 竣工検査

本工事完成に必要な検査であって、検査職員の指示に従って実施すること。

4. 隨時検査

受注者は、特に完成検査時に確認ができない水中部、埋設部、低所、高所、または完成後直ちに供用開始する設備など完成検査時に確認ができない特殊または重要なものについて、四日市市検査規程第8条第6項の規定により発注者が随時検査を求めた場合は、監督員の指示に従い受検すること。

第12条 産業廃棄物

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づく処分場及び「資源の有効な利用の促進に関する法律」に基づく再生資源化施設に搬入すること。

第13条 工事実績情報サービス

受注者は、受注時または完成時における工事請負代金額が5百万円以上の工事について、工事実績情報システム（C O R I N S）に基づき、工事実績情報として工事カルテを作成し、監督員の確認を受けたうえ、登録機関に登録申請しなければならない。また、登録機関発行の工事カルテ受領書が届いた際には、その写しを提出しなければならない。

提出期限は以下のとおりとする。

受注時は、契約後10日以内とする。

完成時は、工事完成後10日以内とする。

登録内容の変更時は、変更があった日から10日以内とする。

第14条 建設業退職金共済制度

受注者は、工事請負代金額5百万円以上の工事において、建設業退職金共済制度に加入し、その掛金収納書（発注機関提出用）を原則として、工事受注契約締結後1ヵ月以内に提出しなければならない。共済証紙購入金額は工事請負代金額の0.5/1000以上とする。

他の退職金制度に加入している等、共済証紙を購入する必要がない場合は、理由書の提出をもって共済証紙の購入を不要とする。

第15条 暴力団等不当介入に関する事項

1. 契約の解除

四日市市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱（平成20年四日市市告示第28号）第3条又は第4条の規定により、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止措置を受けたときは、契約を解除することがある。

2. 暴力団等による不当介入を受けたときの義務

(1) 不当介入には、断固拒否するとともに、速やかに警察へ通報並びに発注所属へ報告し、警察への捜査協力をすること。

(2) 契約の履行において、不当介入を受けたことにより、工程、工期等に遅れが生

じる等の被害が生じるおそれがある場合は、発注所属と協議を行うこと。

(3) (1)(2)の義務を怠ったときは、四日市市建設工事等入札参加資格停止基準に基づく入札参加資格停止等の措置を講ずる。

第16条 個人情報取扱注意事項

この契約による工事の施工者は、工事を施工するに当たり知り得た個人情報について、別紙「個人情報取扱注意事項」を遵守しなければならない。

第17条 施工地名

水沢配水池	四日市市水沢町地内
水沢谷町配水池	四日市市水沢町地内
高岡配水池	四日市市桜町地内
笹川団地配水池	四日市市 笹川九丁目地内
羽津山加圧ポンプ所	四日市市 緑丘町地内
水源管理センター	四日市市 尾平町地内

第2章 監視制御設備

1. 水沢配水池遠方監視設備

1) 構造等

構造・形式	屋内自立閉鎖形構造 前背面扉付
材質	鋼板製
外形寸法	W 700 mm × D 600 mm × H 1,900 mm程度
電源部	電源分岐端子を有し、実装機器に対し電源の個別入切が可能なこと。

2) 処理装置（PLC）

外形寸法（本体）	一式 製造メーカ標準
処理機能	水沢谷町配水池、高岡配水池、水源管理センターとの通信
診断機能	自己診断

3) VPNルータ

機器仕様は機器仕様参照

4) 無停電電源装置

常時インバータ給電方式にて本工事で設置の監視設備及びONUを10分程度停電補償ができるもの。

5) 通信方式

- ・水源管理センター、水沢谷町配水池、高岡配水池とCY^{※1}クラウドルーターサービスにより伝送する。
- ・伝送プロトコルは、TCP/IP又はUDP/IPとし内容が公開されたものとする。
(特定のメーカのみ解読可能なものとしないこと。)
- ・既設中央監視設備とアドレス等の摺合せをすること。

※これらの通信は、水源管理センターとの通信が途絶えた場合でも、水沢谷町配水池及び高岡配水池と通信ができるものとする。

※1 株式会社シー・ティーワイ

6) タッチパネル

形式	一式 盤面埋込形
タッチパネル台数	1台
表示サイズ	15.0型以上
表示デバイス	TFTカラー
誤作動防止	操作は、選択・実行の2挙動操作とする。（タッチパネル）
その他	一括故障表示はタッチパネル故障の影響を受けない集合表示灯とする。

7) 監視制御出力

盤面のタッチパネルにて水沢配水池、水沢谷町配水池、高岡配水池、高岡小水力発電所、水沢北谷配水池の監視がされること。

8) 盤内収納器具

配線用遮断器、機器保護用遮断器（CP）、入出力装置、電源用SPD、各種継電器、内部配線、接地端子、配線端子台、盤内照明（LED）、設置棚、支持金具、取付金具、図面フォルダ等、盤内コンセント、

ONU（光回線終端装置）格納収納スペース（本体は、CTY支給品）

- 9) 盤面取付器具（機器姿図参照） 1式
タッチパネル、広角指示計、盤名称銘板、集合表示灯、BCD、押鉗

- 10) 伝送点数

D I	17点程度
D O	2点程度
A I	3点程度
BCD	1点程度

※点数の程度は、打合せにより決定するものとする。

※上記の点数はI/O接続で行う点数であり、タッチパネルにて監視の点数は含まれない。

- 11) 付属品 1式
結線図、予備品、基礎チャンネルベース、基礎ボルト（SUS304）
・その他必要なもの 1式

- 12) 予備品 1式
PLC装置（CPUユニット、ベース、AIボード、DIボード、DOボード、
LANボード、電源装置、入出力中継端子台、リレーターミナル等 1種類ずつ）、
積算カウンタ、各種繼電器、VPNルータ、タッチパネル、SPD、予備品収納箱

- 13) その他
CTYクラウドルーターサービスへの契約は、受注者に於いて行うものとし、引き渡しまでの通信費も受注者で負担するものとする。
BCDは積算カウンタでカウントし、PLCでは行わないこと。

- 14) 設置場所
水沢配水池

2. 水沢谷町配水池遠方監視設備

1) 構造等

構造・形式	屋内自立閉鎖形構造 前面扉付
材質	鋼板製
外形寸法	W 600 mm × D 450 mm × H 2, 300 mm程度
電源部	電源分岐端子を有し、実装機器に対し電源の個別入切が可能なこと。

2) 処理装置 (P L C)

外形寸法 (本体)	製造メーカ標準
処理機能	水沢配水池、高岡配水池、水源管理センターとの通信
診断機能	自己診断

3) V P Nルータ

機器仕様は機器仕様参照

4) 無停電電源装置

常時インバータ給電方式にて本工事で設置の監視設備及びONUを10分程度停電補償ができるもの。

5) 通信方式

- ・水源管理センター、高岡配水池、水沢配水池とCYクラウドルーターサービスにより伝送する。
- ・伝送プロトコルは、TCP/IP又はUDP/IPとし内容が公開されたものとする。
(特定のメーカのみ解読可能なものとしないこと。)
- ・既設中央監視設備とアドレス等の摺合せをすること。

※これらの通信は、水源管理センターとの通信が途絶えた場合でも、水沢配水池、高岡配水池と通信ができるものとする。

6) タッチパネル

形式	盤面埋込形
タッチパネル台数	1台
表示サイズ	15.0型以上
表示デバイス	TFTカラー
誤作動防止	操作は、選択・実行の2挙動操作とする。(タッチパネル)
その他	一括故障表示はタッチパネル故障の影響を受けない集合表示灯とする。

7) 監視制御出力

盤面のタッチパネルにて水沢谷町配水池、水沢配水池、高岡配水池、高岡小水力発電所、水沢北谷配水池の監視ができること。

8) 盤内収納器具

配線用遮断器、機器保護用遮断器(CP)、入出力装置、電源用SPD、各種継電器、内部配線、接地端子、配線端子台、盤内照明(LED)、設置棚、支持金具、取付金具、図面フォルダ等、盤内コンセント、ONU(光回線終端装置)格納収納スペース(本体は、CY支給品)

9) 盤面取付器具(機器姿図参照)

1式

タッチパネル、盤名称銘板、集合表示灯、B C D、押鉗

10) 伝送点数

D I	3 4 点程度
D O	9 点程度
A I	9 点程度
A O	3 点程度
B C D	3 点程度

※点数の程度は、打合せにより決定するものとする。

※上記の点数は I /O 接続で行う点数であり、タッチパネルにて監視の点数は含まれない。

11) 付属品

1式

結線図、予備品、基礎チャンネルベース、基礎ボルト（S U S 3 0 4）

・その他必要なもの

1式

12) 予備品

1式

P L C 装置（C P U ユニット、ベース、A I ボード、A O ボード、D I ボード、D O ボード、L A N ボード、電源装置、入出力中継端子台、リレーターミナル等 1種類ずつ）、積算カウンタ、各種繼電器、V P N ルータ、タッチパネル、S P D、予備品収納箱

13) その他

C T Y クラウドルーターサービスへの契約は、受注者に於いて行うものとし、引き渡しまでの通信費も受注者で負担するものとする。

B C D は積算カウンタでカウントし、P L C では行わないこと。

14) 設置場所

水沢谷町配水池

3. 高岡配水池遠方監視設備

1) 構造等

構造・形式	屋内自立閉鎖形構造 前背面扉付
材質	鋼板製
外形寸法	W 700 mm × D 600 mm × H 2, 300 mm程度
電源部	電源分岐端子を有し、実装機器に対し電源の個別入切が可能など。

2) 処理装置 (P L C)

外形寸法 (本体)	製造メーカ標準
処理機能	水沢配水池、水沢谷町配水池、水源管理センターとの通信
診断機能	自己診断

3) V P Nルータ 一式

機器仕様は機器仕様参照

4) 無停電電源装置

1台

常時インバータ給電方式にて本工事で設置の監視設備及びONUを10分程度停電補償ができるもの。

5) 通信方式

- ・水源管理センター、水沢配水池、水沢谷町配水池とCYクラウドルーターサービスにより伝送する。
- ・高岡小水力発電所、水沢北谷配水池とI/Oにより伝送する。
- ・伝送プロトコルは、TCP/IP又はUDP/IPとし内容が公開されたものとする。
(特定のメーカのみ解読可能なものとしないこと。)
- ・既設中央監視設備とアドレス等の摺合せをすること。

※これらの通信は、水源管理センターとの通信が途絶えた場合でも、水沢配水池、水沢谷町配水池と通信ができるものとする。

6) タッチパネル 一式

形式	盤面埋込形
タッチパネル台数	1台
表示サイズ	15.0型以上
表示デバイス	TFTカラー
誤作動防止	操作は、選択・実行の2挙動操作とする。(タッチパネル)
その他	一括故障表示はタッチパネル故障の影響を受けない集合表示灯とする。

7) 監視制御出力

盤面のタッチパネルにて水沢谷町配水池、水沢配水池、高岡配水池、高岡小水力発電所、水沢北谷配水池の監視がされること。

8) 盤内収納器具

1式

配線用遮断器、機器保護用遮断器(CP)、入出力装置、電源用SPD、各種繼電器、内部配線、接地端子、配線端子台、盤内照明(LED)、設置棚、支持金具、取付金具、図面フォルダ等、盤内コンセント、ONU(光回線終端装置)格納収納スペース(本体は、CY支給品)

9) 盤面取付器具（機器姿図参照） 1式
タッチパネル、広角指示計、盤名称銘板、集合表示灯、B C D、押釦

10) 伝送点数

D I	7 5 点程度
D O	2 4 点程度
A I	1 7 点程度
B C D	7 点程度

※点数の程度は、打合せにより決定するものとする。

※上記の点数は I / O 接続で行う点数であり、タッチパネルにて監視の点数は含まれない。

11) 付属品 1式
結線図、予備品、基礎チャンネルベース、基礎ボルト（S U S 3 0 4）
・その他必要なもの 1式

12) 予備品 1式
P L C 装置（C P U ユニット、ベース、A I ボード、D I ボード、D O ボード、
L A N ボード、電源装置、入出力中継端子台、リレーターミナル等 1種類ずつ）、
積算カウンタ、各種繼電器、V P N ルータ、タッチパネル、S P D、メンテナンス用パ
ソコン及びソフトウェア 1式、完成図書等保存用U S B メモリ（ハードウェア自動暗
号化機能付き 3 2 G B 以上）、予備品収納箱

13) その他
C T Y クラウドルーターサービスへの契約は、受注者に於いて行うものとし、引き渡
しまでの通信費も受注者で負担するものとする。
B C D は積算カウンタでカウントし、P L C では行わないこと。

14) 設置場所
高岡配水池

4. 笹川団地配水池遠方監視設備

1) 構造等

構造・形式	屋内自立閉鎖形構造 前背面扉付
材質	鋼板製
外形寸法	W 700 mm × D 550 mm × H 2, 300 mm程度

2) 処理装置 (P L C)

外形寸法 (本体)	一式 製造メーカ標準
処理機能	水源管理センターとの通信
診断機能	自己診断

3) V P N ルータ 一式

機器仕様は機器仕様参照

4) 無停電電源装置 1台

常時インバータ給電方式にて本工事で設置の監視設備及びO N Uを10分程度停電補償ができるもの。

5) 通信方式

- ・水源管理センターとN T TフレッツV P Nワイドにより伝送する。
- ・伝送プロトコルは、T C P / I P又はU D P / I Pとし内容が公開されたものとする。
(特定のメーカのみ解読可能なものとしないこと。)
- ・既設中央監視設備とアドレス等の摺合せをすること。

6) 監視制御出力

- ・盤面ハードスイッチ及び上位からの信号により受水弁の開閉を行う。

7) 盤内収納器具 1式

配線用遮断器、機器保護用遮断器 (C P)、入出力装置、電源用S P D、各種継電器、内部配線、接地端子、配線端子台、盤内照明 (L E D)、設置棚、支持金具、取付金具、図面フォルダ等、盤内コンセント、O N U (光回線終端装置) 格納収納スペース (本体は、N T T支給品)

8) 盤面取付器具 (機器姿図参照) 1式

広角指示計、盤名称銘板、集合表示灯、B C D、押釦

9) 伝送点数

D I	13点程度
D O	6点程度
A I	3点程度
B C D	2点程度

※点数の程度は、打合せにより決定するものとする。

10) 付属品 1式

結線図、予備品、基礎チャンネルベース、基礎ボルト (S U S 3 0 4)
・その他必要なもの 1式

11) 予備品 1式

P L C装置（C P Uユニット、ベース、A I ボード、D I ボード、D O ボード、
L A N ボード、電源装置、入出力中継端子台、リレーターミナル等 1種類ずつ）、
積算カウンタ、各種繼電器、V P Nルータ、S P D、予備品収納箱

12) その他

N T TフレッツV P Nワイドへの契約は、受注者に於いて行うものとし、引き渡しまでの通信費も受注者で負担するものとする。

B C Dは積算カウンタでカウントし、P L Cでは行わないこと。

13) 設置場所

笛川団地配水池

5. 羽津山加圧ポンプ所遠方監視設備

1) 構造等

構造・形式	屋内自立閉鎖形構造 前背面扉付
材質	鋼板製
外形寸法	W 700mm×D 600mm×H 2, 300mm程度

2) 処理装置 (P L C)

外形寸法 (本体)	一式
処理機能	製造メーカ標準
診断機能	水源管理センターとの通信 自己診断

3) V P Nルータ

機器仕様は機器仕様参照

4) 無停電電源装置

1台

常時インバータ給電方式にて本工事で設置の監視制御装置及びO N Uを10分程度停電補償ができるもの。

5) 通信方式

- ・水源管理センターとN T TフレッツV P Nワイドにより伝送する。
- ・みゆき配水池とI/Oにより伝送すること。
- ・伝送プロトコルは、T C P / I P又はU D P / I Pとし内容が公開されたものとする。
(特定のメーカのみ解読可能なものとしないこと。)
- ・既設中央監視設備とアドレス等の摺合せをすること。

6) 盤内収納器具

1式

配線用遮断器、機器保護用遮断器 (C P) 、入出力装置、電源用S P D、各種繼電器、内部配線、接地端子、配線端子台、盤内照明(L E D)、設置棚、支持金具、取付金具、図面フォルダ等、盤内コンセント、O N U (光回線終端装置) 格納収納スペース (本体は、N T T 支給品)

7) 盤面取付器具 (機器姿図参照)

1式

広角指示計、盤名称銘板、集合表示灯、B C D、押釦

8) 伝送点数

D I	6 3点程度
D O	8点程度
A I	7点程度
B C D	1点程度

※点数の程度は、打合せにより決定するものとする。

9) 付属品

1式

結線図、予備品、基礎チャンネルベース、基礎ボルト (S U S 3 0 4)

・その他必要なもの 1式

10) 予備品

1式

P L C装置 (C P Uユニット、ベース、A Iボード、D Iボード、D Oボード、L A Nボード、電源装置、入出力中継端子台、リレーターミナル等 1種類ずつ) 、積算カ

ウンタ、各種継電器、V P Nルータ、S P D、予備品収納箱

11) その他

NTTフレッツVPNワイドへの契約は、受注者に於いて行うものとし、引き渡しまでの通信費も受注者で負担するものとする。

B C Dは積算カウンタでカウントし、P L Cでは行わないこと。

12) 設置場所

羽津山加圧ポンプ所

機器仕様

- VPNルータの仕様

参考型番	R TX 1210
接続インターフェイス	10BASE-T/100BASE-TX /1000BASE-T以上
電源	AC 100~240V 50/60Hz
外形寸法 (mm)	W220×H42×D239程度
質量 (付属品含まず)	1.5kg程度
VCCI	クラスA
RoHS	対応
最大消費電力	14.5W程度
Flash ROM	32MB程度
RAM	256MB程度
VPN機能	I Psec + AES 128/256、 3DES、DES+IKE/IKEv2、 PPTP+RC4、 L2TP/I Psec、L2TPv3、 L2TPv3/I Psec、 IPIPトンネル、 マルチポイントトンネル
VPN対地数	PPTP 4程度 I Psec 100程度 L2TP/I Psec 100程度 L2TPv3 9程度

第3章 現場工事

第1条 一般事項

1-1. 概要

本工事は、現在稼動中である遠方監視制御設備のうち、配水池及び加圧ポンプ所の遠方監視設備の更新を行うものである。

工事は関係法規に準拠し電気的機械的に完全かつ美麗にして耐久性に富み保守点検が容易になるよう施工するものとする。

1-2. 位置の決定

機器の据付け及び配線路の詳細な位置の決定については係員の指示を受けるものとする。

1-3. はつり等

機器等の取付けに際し構造物にはつり、貫通及び溶接を行う場合は、監督員と協議の上、事前に十分な調査を行った上実施すること。

第2条 機器据付工

2-1. 盤及び機器の据付工

1. 盤等の据付は、支障となる既設アンカーボルト等は適切に切断し、あと施工アンカーもしくはコンクリート削孔し、アンカーボルトを設置すること。

ただし、新設のアンカーを打てない場合は、引抜試験等をして所定の強度を確認できれば既設を利用してもよい。

2. 切替は、短時間で行うように努めること。

第3条 配線工

3-1. 一般事項

(1) 電線及びケーブルの種類

本工事に使用する電線は次のとおりとする。

イ) ポリエチレン絶縁電線（接地も含む）（EM-I E）

ロ) 600V架橋ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル
(EM-C E 2mm²以上)

ハ) 制御用ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル
(EM-C E E 1. 25mm²以上)

二) 制御用ポリエチレン絶縁ポリエチレンシースケーブル（シールド付）
(EM-C E E S 1. 25mm²以上)

ホ) その他特殊ケーブルを使用する場合は、係員の承諾を得るものとする。

(2) 端末処理

イ) ケーブル断面積14mm²以上の低圧ケーブルの端末処理は、J CMS規格に適合した材料を使用するものとする。

ロ) 上記以外のケーブルの端末処理はテープングによるものとし、各端子へのつなぎ込みは圧着端子で行うこと。各芯線には端子記号と同一マークを刻印したバンドマークを付けるとともにケーブルにはケーブル記号を記したバンドまたは札をシースに付けること。

(3) 電路とその他のものとの離隔

イ) 低圧ケーブルと弱電流電線等の離隔

(ア) 低圧ケーブル及び低圧ケーブルを収納した電路は、弱電流電線と接触しないように施工すること。

(イ) 低圧ケーブルと弱電流電線を同一金属ダクト、ケーブルラック、ケーブルピットに収納して配線するときは隔壁を設けること。

ロ) 高圧ケーブルとその他のケーブルとの離隔

高圧ケーブルは低圧ケーブル等または水管、ガス管もしくはこれらに類するものとは15cm以上離隔する。

高圧ケーブルとこれらのものとの間に耐火性のある堅ろうな隔壁を設け、かつ、高圧ケーブルとこれらのものとが接触しないように施設するときはこの限りではない。

ハ) 地中ケーブル相互の離隔

(ア) 高圧ケーブルと低圧ケーブルの相互間は相互に堅ろうな耐火性のある隔壁がある場合を省き 30cm 以下に接近させてはならない。

(イ) 高圧、低圧ケーブルと地中弱電流電線とは相互に堅ろうな耐火質の隔壁がある場合を除き 30cm 以下に接近させてはならない。

第4条 施工範囲

(1) 遠方監視設備の製作

(2) ソフトの作成

(3) 盤の設置

(4) 電気配線工事

(5) 既設盤の撤去

(6) 中央監視設備との対向試験

(7) 既設配水池遠方監視設備等との接続

(8) 試運転調整

(9) 各種申請

(10) 撤去品の運搬処分

※現在運用中の施設であるため、工事中の機能停止が可能な限り短くなるように努めること。

※水源管理センター中央との間では、各施設の既設設備と接続する前に対向試験を行い、切替後のトラブルを最小限にするように努める。

※切換工事における設備停止時間は、概ね平日昼間 9 時半～16 時とし、詳細は、打合せにより決定する。

第4章 試験および検査

第1条 一般事項

1. 試験

据付および配線工事が完了後、次の試験を行う。

イ) その他 運転に必要な一切の予備試験

2. 動作試験

前項の各試験後次の順序により各機器の動作試験ならびに調整を行う。

イ) 監視設備間の組合せ操作試験、対向試験

第2条 雜則

- ① 試験用器具および試験に必要な一切のもの及びこれに要する消耗品等は全て受注者の負担とする。ただし、電気・電話代は、本局の負担とする。
- ② 試験方法その他試験の詳細についてはその都度別途指示する。

[別紙]

個人情報取扱注意事項

(基本事項)

第1 この契約による工事の施工者（以下「乙」という。）は、この契約による工事を施工するに当たり、個人情報（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報をいう。）を含む。以下同じ。）を取り扱う際には、個人情報の保護の重要性を認識し、個人の権利利益を侵害することのないようにしなければならない。

(施工者の義務)

第2 乙及びこの契約による工事に従事している者又は従事していた者（以下「乙の従事者」という。）は、当該工事を施工するに当たり、個人情報を取り扱うときは、四日市市個人情報保護条例（平成11年四日市市条例第25号。以下「条例」という。）第11条に規定する義務を負う。

2 乙は、この契約による工事において個人情報が適正に取り扱われるよう乙の従事者を指揮監督しなければならない。

(秘密の保持)

第3 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を施工するに当たって知り得た個人情報を当該工事を行うために必要な範囲を超えて使用し、又は他人に知らせてはならない。

2 乙は、乙の従事者が在職中及び退職後においても、前項の規定を遵守するように必要な措置を講じなければならない。

3 前2項の規定は、この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正な管理)

第4 乙は、この契約による工事に係る個人情報の漏えい、滅失又は改ざんの防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の適正な管理のため、管理責任者を置くものとする。

3 管理責任者は、個人情報を取り扱う工事の従事者を必要な者に限定し、これらの従事者に対して、個人情報の管理方法等について適正な指導管理を行わなければならない。

4 四日市市（以下「甲」という。）は、必要があると認めたときは、個人情報の管理状況等に関し、乙に対して報告を求め、又は乙の作業場所を実地に調査することができるものとする。この場合において、甲は乙に必要な改善を指示することができるものとし、乙は、その指示に従わなければならない。

(収集の制限)

第5 乙及び乙の従事者は、この契約による工事を行うために、個人情報を収集するときは、当該工事を施工するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により収集しなければならない。

(再提供の禁止)

第6 乙は、あらかじめ甲の承諾があった場合を除き、この契約による工事に係る個人情報を第三者に再提供してはならない。

2 乙は、前項の承諾により再提供する場合は、再提供先における個人情報の適正な取り扱いのために必要な措置を講じなければならない。

3 前項の場合において、乙は、再提供先と本注意事項に準じた個人情報の取り扱いに関する契約を交わすものとする。

(複写、複製の禁止)

第7 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等（以下「資料

等」という。) を複写し、又は複製してはならない。

(持ち出しの禁止)

第8 乙及び乙の従事者は、あらかじめ甲の指示又は承諾があった場合を除き、資料等(複写又は複製したもの)を含む。第9において同じ。)を契約書に指定された作業場所から持ち出してはならない。

- 2 甲及び乙は、乙が前項の指示又は承諾により資料等を持ち出す場合、その内容、期間、持ち出し先、輸送方法等を書面により確認するものとする。
- 3 前項の場合において、乙は、資料等に施錠又は暗号化等を施して関係者以外の者がアクセスできないようにするとともに、資料等を善良なる管理者の注意をもって保管又は管理し、漏えい、滅失及び損の防止その他適切な管理を行わなければならない。

(資料等の返還)

第9 乙は、この契約による工事を施工するに当たって、甲から提供された個人情報が記録された資料等を、当該工事の終了後速やかに甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により廃棄し、又は消去する場合を除く。

- 2 前項の廃棄又は消去は、次の各号に定めるほか、他に漏えいしないよう適切な方法により行うものとする。
 - (1) 紙媒体 シュレッダーによる裁断
 - (2) 電子媒体 データ完全消去ツールによる無意味なデータの上書き、もしくは媒体の破砕
- 3 乙は、第6の規定により甲の承諾を得てこの契約による工事を第三者に請け負わせたときは、当該工事の終了後速やかに当該第三者から資料等を回収のうえ甲に返還し、又は引き渡さなければならぬ。ただし、甲の指示により、乙又は第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合を除く。
- 4 前項ただし書の規定により、第三者が資料等を廃棄し、又は消去する場合においては、乙は、当該資料等が廃棄、又は消去されたことを直接確認しなければならない。

(研修・教育の実施)

第10 乙は、乙の従事者に対し、個人情報の重要性についての認識を深めるとともに、この契約による工事における個人情報の適正な取り扱いに資するための研修・教育を行うものとする。

(罰則等の周知)

第11 乙は、条例第44条、第45条、第47条及び第48条に規定する罰則適用について、乙の従事者に周知するものとする。

(苦情の処理)

第12 乙は、この契約による工事の施工に当たって、個人情報の取り扱いに関して苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めるものとする。

(事故発生時における報告)

第13 乙は、この個人情報取扱注意事項に違反する事故が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、速やかに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(契約解除及び損害賠償)

第14 甲は、乙又は乙の従事者がこの個人情報取扱注意事項に違反していると認めたときは、契約の解除及び損害賠償の請求をすることができる。